

# 古平町地域エネルギービジョン策定支援業務仕様書

## 1 業務委託名称

古平町地域エネルギービジョン策定支援業務委託

## 2 業務の目的

古平町は、寒冷地のため、冬期のエネルギーコスト負担が大きく、除雪・融雪の負担も大きい状況にあるとともに、人口減少及び少子高齢化が進んでおり、商店街の衰退や基幹産業である漁業、水産加工業従事者の高齢化や後継者不足が顕著となっているなど地域の抱える課題も多い。

そのような中、平成31年3月に「古平町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、実効的・継続的な温室効果ガス排出の削減に努めるとともに、令和4（2022）年度の供用開始を予定している中心拠点誘導複合施設において、ZEB ready を目指した取組みを進めている。

そこで、地域のエネルギー資源を地域で活用することにより、地域内での経済循環やエネルギーの多様化・多層化による新たな地域振興・雇用創出を目指すため、古平町の再生可能エネルギーの利用可能量や需給状況等を把握し、地域振興・雇用創出に寄与する地域の戦略を示す「古平町地域エネルギービジョン」が必要となっている。

本プロポーザルは、「古平町地域エネルギービジョン策定支援業務」を委託するに当たり、広く提案を募り、最も適した受託者を選定するために実施するものである。

## 2 履行場所

古平町

## 3 委託期間

契約締結日から令和2年1月31日まで

## 4 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、本町と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり、最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的施策を検討すること。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、本町に対して定期的に報告すること。
- (6) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (7) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本町に書面により報告し、本町の承認を得ること。
- (8) 本業務に関する打ち合わせは、随時、原則古平町役場にて行うこと。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本町と協議を行い、指示を仰ぐこと。

## 5 業務内容

### (1) 基礎調査の実施

#### ① 国、道等の動向整理

国のエネルギー政策やエネルギー構造高度化・理解促進の意義・目的についての整理や、北海道や周辺自治体の動向を整理すること。

#### ② 本町におけるエネルギーに関する取組状況整理

本町におけるエネルギーに関する取組状況を整理すること。

#### ③ エネルギーの現状分析

本町におけるエネルギー需給構造を整理すること。

#### ④ 再生可能エネルギー等の導入可能性分析

本町における再生可能エネルギーの賦存量や利用可能量、導入可能性を調査・分析すること。

### (2) 地域課題の抽出

(1) 基礎調査を踏まえ、本町の地域課題を抽出・整理すること。

### (3) 基本方針の検討

(1)～(2)の調査結果を踏まえ、地域課題の解決、ならびに地域振興に資するエネルギー構造高度化・転換に向けた基本方針を取りまとめること。

### (4) 地域戦略案の検討

(3)基本方針に基づき、関係する国及び本町の施策を横断的に捉えたテーマを定め、事業・取組み体系的に整理した地域戦略案を作成すること。

### (5) 地域エネルギービジョン策定検討委員会の運営

有識者の候補者を提案し、有識者等により構成される地域エネルギービジョン策定委員会を運営すること。

### (6) 報告書の作成

(1)～(5)について、報告書として取りまとめること。

## 6 打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間（3回）、納品時のほか、必要と認められる場合に行う。

## 7 その他

### (1) 資料の貸与について

受託者は、本業務の遂行において本町が所有する資料の貸与を受ける必要がある場合は、協議のうえ貸与を行う。

なお、貸与を受けた場合は、本業務終了後速やかに資料を返却する。

### (2) 補助事業としての取扱いについて

本業務は、経済産業省「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」に基づき実施する事業のため、趣旨を順守し実施すること。

### (3) 事業終了後の対応について

本業務において、業務の終了後も含めて、今後補助事業の管理団体や会計検査院の検査対象となる場合があるので、業務受託者は検査等に積極的に協力すること。

## 8 注意事項

- (1) 受託者は、古平町個人情報保護条例を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 成果物の所有権、著作権、利用権は本町に帰属するものとする。
- (3) 本業務により得られた成果品および資料、情報等は、本町の許可無く他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

## 9 成果品

本業務による成果品は以下のとおりとする。

- |   |       |     |
|---|-------|-----|
| (1) 古平町地域エネルギービジョン策定支援業務委託報告書             | A 4 判 | 5 部 |
| (2) (1) のデータを保存した電子データ (CD-R または DVD-ROM) | 一式    | 1 部 |
- ※電子データファイル形式は、ワード、エクセル、PDF とする。